

令和5年度 第11回丹波市農業委員会  
定例総会議事録

令和6年2月26日

令和5年度 第11回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年2月26日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

|        |             |            |            |
|--------|-------------|------------|------------|
| (柏原地域) | 1 番 亀井 昌一   | 2 番 堀 巧    |            |
| (氷上地域) | 3 番 池田 将徳   | 4 番 荻野 恭敏  | 5 番 兼古 善明  |
|        | 6 番 平松 稔久   | 7 番 福井 脩   | 8 番 山本 浩子  |
| (青垣地域) | 9 番 足立 篤夫   | 10 番 足立 年一 | 11 番 荻野 一喜 |
| (春日地域) | 12 番 荻野 隆太郎 | 13 番 小橋 季敏 | 14 番 新才 泰則 |
|        | 15 番 婦木 克則  | 16 番 細見 滋樹 |            |
| (山南地域) | 17 番 岸本 好量  | 18 番 田中 幸治 | 19 番 野垣 克己 |
|        | 20 番 和田 憲治  |            |            |
| (市島地域) | 21 番 荒木 嘉信  | 22 番 荻野 広  | 23 番 橋本 慶子 |
|        | 24 番 米田 豊   |            |            |

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について  
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
議案第 4 号 非農地証明願承認について  
議案第 5 号 丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (別冊)  
議案第 6 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)  
議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)  
報告第 1 号 農地の一時利用届について  
報告第 2 号 農地の形状変更届について  
報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について  
報告第 4 号 公共工事の届出について  
報告第 5 号 電気事業者による届出について

5. 閉会

## 1. 開会

○議長 失礼いたします。今日は御存じのように、議案が非常に多くありますので、できるだけスムーズに進めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより、令和5年度丹波市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の定例総会は、在任24名の農業委員、皆さん御出席いただいております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを報告します。

以上です。

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名について。議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号19番の野垣委員、議席番号20番の和田委員、両委員よろしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

## 4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号38番 ～

～ 報告第3号 番号1番、番号3番、番号5番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を遺贈により取得ということで、遺言書がございまして、叔父から甥へ遺贈するというものです。その甥が経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この案件には、備考欄にもありますように、誓約書が添付されております。

申請者の、亡き父の所有する未申請の転用農地、田が2筆、現況は山林、昭和50年ぐらいから山林になっているということがあるため、相続登記ができ次第、非農地証明願を提出するというものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

○議長 次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号2番～番号9番、報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番、番号4番、番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、使用貸借設定をしている農地を取得し、継続して営農したいというもので、図面は11ページに示しています。

果樹と野菜を栽培する計画になっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

関連項目で、報告第3号の農地法施行規則該当転用届の番号1番の件ですけれども、今回取得する農地の中に、農機具庫及び農業用資材置場があり、2アール未満の届を提出するものです。

経過書が添付されています。経過書の内容は、譲渡人の前の所有者が、届出地に昭和50年に農機具及び農業用資材などを収納するために、農機具庫及び農業用資材置場を建てました。届出を失念したまま、農機具庫及び農業用の資材置場を使用しておりますということです。

番号4番は、農地を売買により取得し、新規就農したいというもので、図面は12ページに示しています。栗を栽培する計画になっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号5番は、農地を売買により取得し、規模拡大したいというもので、図面は13ページに示しています。果樹と野菜を栽培する計画になっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番と番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は14ページに示しています。

譲受人は、現在市内の別の場所に住んでおられますが、拠点となる住宅を購入後改修し、秋には転居する予定です。

農地では、自家野菜と果樹を作付けする予定で、将来は水稻も考えており、農業機械は管理機を確保済みで、草刈機も購入予定で、農地が広いということもあり、ゆくゆくはトラクターも購入したいと考えておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号7番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は15ページに示しています。

農地には、現在シキミが栽培されており、譲受人は引き続きシキミを栽培されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号8番、番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号8番は、贈与により取得し、農業経営を継続したいというもので、図面は16ページに示しております。

譲渡人が高齢で、農地を譲り渡すというもので、農地の現状は畦がなく、1枚の圃場となっております。

なお、譲受人は、圃場の管理と栽培管理を行い、主な作業は委託するということになっております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号9番も贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しております。

図面の3筆のうち東側農地の北側は、平成16年まで仔牛の放牧場として利用していましたが、現在は畑として利用しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

はい、〇〇委員。

○委員 面談されたとき、譲受人は高齢なんですけど、耕作はできますか。

○委員 面談したときお聞きしたのが、大型機械とかの作業は委託するそうです。本人はすごく元気で、ほかにも農業をされておるんで、大丈夫だと思います。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番並びに、報告第3号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第3号の番号1番につきまして、御承知おきください。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 国籍の関係の確認はしていただいていますか。

○委員 配偶者の方が日本人なので、大丈夫です。

○議長 分かりました。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号10番～番号14番、報告第3号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番と番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

譲受人の住所が県外になっていますが、土日に丹波へ帰省し、農作業に従事しています。

また、申請地の集落内に拠点があり、母親と協力しながら、圃場管理をしています。黒大豆と小豆を栽培したいというものです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しています。野菜と果樹を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20

ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、譲受人の住所は、議案書の記載のとおりですが、市内の実家を拠点としており、申請地までの片道が2.3キロメートルであり、農作業に支障のない対応ができます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号13番と、報告第3号の番号3番を合わせて、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、農地を売買により取得し、農業を開始したいというもので、図面は21ページに示しております。

譲受人の住所が県外となっていますが、譲渡人の実家を購入し、拠点とする予定です。

なお、報告第3号の番号3番に示したとおり、申請地内に農業用倉庫が設置されていますので、2アール未満の届出がありました。

設置済みのため、経過書が添付されております。その内容は、譲渡人の父が、昭和58年頃に建設したもので、引き続き譲受人が農業用倉庫として使用することを、確認しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、野菜を栽培したいということで、草刈機と管理機をそのまま譲渡人からいただいております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ちょっと質問なんです、この案件は、隣接が譲受人の農地ということで、よろしいですか。

○委員 隣接、手前ですか。

○議長 そうですね。

○委員 そうです、そうです。

○議長 分かりました。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番並びに、報告第3号の番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、報告第3号の番号3番につきまして、御承知おきください。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号15番～番号28番、報告第3号、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号15番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号15番につきましては、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は23ページに示しております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号16番につきましては、これは新規にこの農地を取得し、農業を開始したいということでございます。図面は24ページに示しております。

この件は、報告第3号の番号5番に示しておりますとおり、農地の中に農業用物置がござい

ます。経過書を読みあげさせていただきます。

今般、上記土地については、農地法施行規則に該当する農地の転用届出をいたしますが、同農地には昭和50年頃に、当時所有者が農業用物置を設置しており、これまで農機具等を保管するために利用してきました。この物置は引き続き農業機具等を保管するために、利用させていただきます。つきましては、許可いただきますよう、よろしくお願いいたします、ということでございます。

元に返りまして、番号16番につきましても、地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号17番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しております。

今回の申請圃場は、買い手は自宅に隣接する圃場を購入され、一方売り手は市外に転出されており、この売買によって、買い手はより効率的に営農できると考えられます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号18番も、議席番号○番の○○が説明します。

番号18番は、農地を売買により取得し、新規で農業をしたいというもので、図面は26ページ、27ページに示しております。

今回の申請圃場は、買い手は、27ページの拠点と示している家を取得されており、移住されて農業をされます。26ページの圃場には、栗などが植わっており、再整備して果樹をされる予定です。

27ページの拠点のすぐ上の圃場は、家庭菜園をされる予定です。小さな畑なので、大きな機械は必要ないと思われます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号19番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページに示しております。

今回の申請圃場は、買い手は自宅に隣接する圃場を購入され、一方売り手は市外に転出されており、この売買によって、買い手はより効率的に営農できると考えられます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２０番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２０番は、農地を売買により取得し、新規で営農をしたいというもので、図面は２８ページに示しております。

今回の申請圃場の同じ地区に買い手の実家があり、そこを拠点とされます。

圃場の利用方法は、レンゲ畑にして、養蜂をされる予定になっております。よって大きな機械も必要なく、営農できるものと考えております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２１番、番号２２番を、同じ譲受人になりますので、一括で説明させていただきます。議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２１番、番号２２番は、農地を売買により取得し、新規で営農したいというもので、図面は２８ページ、２９ページに示しております。

今回の申請圃場は、買い手の拠点は２９ページに記載されている拠点を購入されております。トラクター、草刈機なども購入予定です。

譲受人は、農の学校の卒業生で、氷上地域委員会の委員さんのところで２年間研修され、今回晴れて独立されることになりました。親方農家さんとして、今後ともサポートしてあげてください。よろしくお願いいたします。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２３番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３０ページに示しております。

今回の申請圃場は、買い手は自宅近くの圃場を購入され、一方売り手は市外に転出されており、この売買によって、買い手はより効率的に営農できるものと考えられます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２４番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２４番は、農地を売買により取得し、新規で営農をしたいというもので、図面は３１ページに示しております。

今回の申請圃場は、買い手は３１ページに示しております拠点と、それに隣接する畑を購入され、家庭菜園をすることになっております。よって、大きな機械も必要ないものと考えております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号２５番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３２ページに示しております。

今回の申請圃場は、買い手は自宅近くの圃場を購入され、この売買により、買い手はより効率的に営農できるものと考えております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号２６番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２６番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３３ページに示しています。

申請地の隣接する西側農地は譲受人の所有地でもあります。農地の利用計画は、ヒマワリを栽培されます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件などに適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この案件には、誓約書が添付されています。

譲受人の所有農地の中に、未申請の転用農地があり、令和６年４月に非農地証明願を提出するというものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号２７番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２７番は、農地を売買により新規に取得し、農業をしたいというもので、この方は農の学校に通われる予定です。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２８番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２８番は、農地を売買により取得し、農業をしたいというもので、図面は３５ページ、３６ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１６番並びに、報告第３号の番号５番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号16番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号17番について、質問、意見等はありませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号17番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号18番について、質問、意見等はありませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号18番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号19番について、質問、意見等はありませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号19番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号20番について、質問、意見等はありませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号20番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号21番について、質問、意見等はありませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号21番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号22番について、質問、意見等はありませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号22番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２３番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２４番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２５番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２６番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２７番について、質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 この方、聞いたら農の学校に通われるということなんやけど、この機械、農機具はどうされるつもりなんですかね。

○委員 農機具は若干あるんですけど。コンバイン、草刈機など。

○委員 もう持ってはるんやね。

○委員 はい。持ってます。

○議長 よろしいですか。

この４月に農の学校に入学されると聞いております。で、その１年後には、本格的に就農ということで、経営されるということです。

○委員 農の学校に通いながら、２反するの。土日か何かで。

○議長 大きいところは、今、委託されるように聞いておりますから、来年頃からスタートさせるということで。

ほかに質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２８番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２９番～番号３４番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２９番について、議席番号○番の○○が説明します。

番号２９番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は３７ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号３０番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号３０番は、農地を贈与により承継したいというもので、図面は３８ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号３１番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３１番は、農地を売買により取得し、農業を開始したいというもので、地図は３９ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、拠点につきましては、地図の７４ページに記載をいたしております。

農業を開始ということで、農機具につきましては、配偶者の勤務先とリース契約をされております。

以上、御審議よろしくお願いします。

○委員 番号３２番から番号３４番まで、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号３２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は４０ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号33番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は41、42ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号34番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は42ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号29番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

番号30番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

番号31番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定いたします。

番号32番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号32番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。

番号33番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号33番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号３３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３４番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３４番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号３４番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号３５番～番号３８番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号３５番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号３５番は、農地を売買により取得し、経営を拡大したいというものであります。図面は４３ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号３６番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３６番は、農地を贈与により取得し、経営を拡大したいというもので、図面は４４ページに示しています。

なお、譲受人と譲渡人は、従兄弟同士の関係にあります。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号３７番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号３７番は、贈与により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は４５ページです。

なお譲受人が現在もこの農地を耕作しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしくお願いします。

○委員 番号３８番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３８番は、農地を売買により取得し、野菜や果樹の栽培といった農業経営を開始したいというもので、図面は４６ページにございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しておりまして、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、当該農地の拠点は、４６ページにもありますように、このたび取得される２枚の農地

の間にあります宅地を同時に購入されており、拠点とされる予定でございます。

審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３８番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第２号 番号１番、番号２番 ～

～ 議案第３号 使用貸借権設定 番号３番 ～

○議長 議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号１番、番号２番、議案第３号、番号３番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号２番につきましては、議案第３号の農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定の番号３番と関連がありますので、併議とさせていただきます。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番につきましては、児童用広場として利用するための申請でございます。図面は49ページに示しております。

申請地の農地区分は、集落の中にありまして、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地であると考えます。

昨年の11月に、農振農用地から除外しております。現在は、一部栗が植えられ畑として利用されております。

今回の申請については、地元自治会の要望があり、児童が安全に遊べる広場として、整備するものでございます。遊具の設置も計画しており、それから農機具倉庫、84平米ですね。今後は、遊具入れとして、利用することになっております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないということを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、露天駐車場を建設するための申請で、図面は50ページにお示ししております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

申請人は、加工販売と飲食業を営んでいますが、以前から来客用の駐車場が不足していたので、申請地を露天駐車場として転用するものです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものでありまして、農地法第4条第6項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、この案件には、昭和63年と平成31年に、土地の一部を露天駐車場として造成しているということで、農地法上の許可が必要であったことを、この申請で分かり、深く反省しておるという始末書が添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

また関連で、議案第3号の番号3番について、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、借受人が農家住宅・露天駐車場・農作業場を建設するため、祖父・孫間で、使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は、同じく50ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

申請人は、親子3代で同居をされておりまして、家族が増えて、手狭になってきており、申請地を転用し、住宅などを新築するものです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものでありまして、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

また、この案件は、先に4条申請で説明しましたように、露天駐車場の一部を、進入路として使用することになります。その承諾書と、使用貸借契約書案も添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 別に反対いうか、そんなんやないんやけど、ちょっと教えてほしいんですけど、児童用広場というのは、普通考えたら、自治会とかが申請するんだと思うんですが、これ個人の土地を自分で申請して、自分のところに児童用広場を作って、使用してもらうという理解でいいですか。

○委員 はい。これにつきましては、一応この方の所有の土地でございまして、この方がまあ言うたら、自治会のほうに、使ってくださいというようなことでございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 使用貸借とかそんなんじゃないんやね。

○委員 そういうのまではないんです。そこまで至っておりません。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、番号2番並びに、議案第3号の農地法第5条の使用貸借権設定の番号3番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 ちょっと聞きもらしたかもしれないんですけど、4条のほうですね。申請人と、5条のほうは、4条の申請人から、これ違う方が申請されとるんですね、これ。ちょっと流れが理解できません。

○委員 お孫さんになる。

今の御質問の件ですけども、4条につきましては、図面でいう50ページの、県道沿いにある細長い部分を4条で、露天駐車場を申請されております。申請人がされております。で、それは自分の持ち物でございます。4条です。

それと、今御質問があった、その隣、西側ですね。西側にある農地に、3世代で同居されておまして、お手伝いもされておるんですけども、飲食業のお手伝いもされておるんですけども、子どもさんが大きくなられたというか、親子で同居されておまして、そのもともとは、全てこのおじいさんの名義でございまして、おじいさんの名義の田んぼを、使用貸借権を設定して、農家住宅を建てるという申請が、後で説明した部分でございまして、御理解をお願いしたいと思います。

○議長 よろしいですか。

○委員 それと、今御質問あったように、駐車場については、おじいさんの名義で駐車場を作っておられまして、お孫さんの住宅については、進入路がございませんので、その進入については、一部露天駐車場を利用して、契約書を取り交わした上で、一部その進入路を利用して、住宅に入ると。これを了解していただいているという承諾書が添付されております。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第2号の番号2番並びに、議案第3号の農地法第5条の使用貸借権設定の番号3番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番並びに、議案第3号の農地法第5条の使用貸借権設定の番号3番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号8番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番、番号2番、番号4番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による、農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号1番と番号2番につきましては、一体の転用案件ですので、併議とさせていただきます。

それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番、番号2番を、一括して説明します。譲受人は売買により、貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は54ページに示しています。

申請地の農地区分は、鉄道の駅から300メートル以内に存在するため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、一般住宅・露天駐車場・庭として利用するための申請です。図面は55ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が、40パーセントを超えるため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番について、質問、意見等はありませんか。

○委員 これ貸露天駐車場ですけどね。誰に貸されるんですか。

○委員 はい。近隣に、譲受人が管理する〇〇がございます。その〇〇には駐車場がございますので、〇〇の借り手がないと、そういう課題を挙げておられますので、その借りようと考えている人に駐車場ありますよ、ということで、貸される予定。即、借り手があるということではないと思われます。

○議長 ほかに質問、意見等ございませんか。

○委員 この〇〇の所有者はどの方になるんですか。

○委員 譲受人は所有者ではなく管理をしています。

○委員 そういう契約か何かあるんですか。

○委員 〇〇を貸しますよ。その時、駐車場がありますと。だから、〇〇の所有者と、それを管理しているこの譲受人が、自分が持っている駐車場というものを、一体的に。それでお客さんを集める。駐車場がなければお客さんが来ない。それは十分理解いただけだと思いますが。

○委員 何か書類の提示はありましたか。

○委員 書類は提出されていません。既に借り手が特定されているという書類の提出はないですね。聞き取りです。

○議長 そういう入居者がここを利用する。そういう見込みなんですね。

○議長 質問、意見等はどうですか。

〇〇委員。

○委員 その〇〇か何か知らんのやけど、現在も何人かは入っておられるんですね。

○委員 入っておられる人はあるようです。〇〇の上の階は〇〇で、下は〇〇のようです。

○議長 暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは、再開いたします。

先ほどの貸露天駐車場の利用につきまして、柏原地域委員会から再度確認の報告をお願いします。

○委員 この利用目的については、貸し手が確定はしておりませんが、この近隣にある〇〇の賃借者の駐車場が必要であるというところで、予定されているということです。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号4番～番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号5番、番号6番につきましても一体の転用案件ですので、併議とさせていただきます。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、売買により、露天駐車場として利用するための申請です。図面は56ページ、57ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等のため、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

このたび、申請地南側の宅地部分に、息子さんが家を建築することになり、申請者自身の来客用駐車場と息子さんの来客用駐車場として、利用するとお聞きしています。

宅地部分を通行することに、息子さんの同意を得ております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号5番と番号6番、一体の転用案件でありますので、一括して議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番と番号6番は、農地を売買により、露天資材置場として転用するための申請です。図面は58ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为ます。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

この周辺につきましては、前回に引き続き露天資材置場を確保したいという事業者の要望がありまして、周辺農地等につきましても、露天資材置場という形で、転用申請をされております。

総面積は、4万8,926平米ありましたがけれども、約40パーセントを売却予定になっておりまして、事業者の構想としましては、最低でも売却予定分は確保したいという考えもありまして、今回の申請に至っております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 露天駐車場への進入路はどこですか。

○委員 その下の57ページのほうを見てもうたら、道から宅地を通って、奥の駐車場。

○委員 宅地を通って、はい。了解しました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番、番号6番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 すいません。もう一回確認だけ。

ここには何を置かれるんですか。

○委員 碎石置場と聞いております。碎石です。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番、番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号7番は、売買により、太陽光発電設備として、利用するための申請で、図面は59ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区が5,775平米、宅地が2,662平米ということで、46.1パーセントの宅地でございます。40パーセントを超えているため、第3種農地と考えます。隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認いたしております。

パネルの枚数は144枚ということで、その発電能力は、78.48キロワットと、申請されとる出力としては、44.75キロワットということになっております。

また、地元自治会と協定書の内容については、話し合いが進んでいると聞いております。

よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番につきましては、贈与によって取得し、露天駐車場として、利用するものでございます。図面は60ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設している道路の沿道の区域にあって、かつおおむね500メートル以内に、教育施設、医療機関が存在するために、第3種農地と判断されるところと考えます。

60ページのように、〇〇の〇〇沿いにあり、〇〇のために駐車場を確保するものでございます。雨水排水につきましては、周辺の既存排水路に接続をされます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

すいません。ここで休憩を取りたいと思います。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権の設定許可申請承認についてを

議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、借受人が自宅を建設するため、親子間で使用貸借権を設定し、転用するための申請です。図面は62ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

使用貸借契約書案も添付されております。

なお、申請地の一部に、既にカーポートが設置されており、貸出人より始末書が提出されております。読ませていただきます。

現在、申請地には、平成28年2月16日に設置したカーポートが現存しています。このことは、農地法の許可を得ずにしており、深く反省しております。今後はこのようなことがないように、法令遵守いたしますので、何とぞ御許可くださいますよう、お願い申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、借主に無償で貸与し、事業所を移転することに伴い、その周辺に露天駐車場を建設しようとするものです。車の台数は35台分です。図面は63ページ、64ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと考えます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、借受人が〇〇27台分、来客用露天駐車場5台分を建設するため、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は65ページに示しています。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないと確認しております。

使用貸借契約書案も添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

#### ～ 議案第4号 番号1番～番号10番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は56ページに示しています。

2月14日に確認したところ、現地は物置と露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、

平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は69ページに示しております。

2月14日に確認したところ、現地は花壇となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成2年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号3番、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番と番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は70ページに示しています。

2月14日に確認したところ、現地は車庫と露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和48年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として、証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は71ページに示しています。

2月14日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として、証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は72ページに示しているとおりでございます。

2月15日に確認したところ、現地は貸露天駐車場で、古紙回収ボックスも置いてあり、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和59年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は31ページです。

2月15日に確認したところ、現地は住宅兼倉庫になっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地として判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和56年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として、証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は50ページに示しています。

2月15日に確認したところ、現地は住宅兼車庫・作業場になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和63年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は34ページにあります。

2月15日に確認したところ、現地は車庫・進入路となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断して、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号9番、番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号９番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号９番は、地目変更のための非農地証明願です。

２月１３日に確認したところ、現地は花壇となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１０番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１０番は、地目変更のための非農地証明願です。地図は７４ページに示しております。

２月１３日に確認しましたところ、現地は倉庫になって、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５２年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 （議案書の内容について質問）

○議長 はい、事務局。

○事務局 （議案書の内容について説明）

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号９番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第５号 ～

○議長 議案第5号、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。  
農林振興課より、担当職員に出席いただいております。  
それでは事務局。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 それでは進め方ですが、担当職員から地域ごとに説明をいただき、その後、担当委員さんに確認報告をいただくという順番でいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。  
それでは、柏原地域からよろしくお願いいたします。

○農林振興課 失礼いたします。よろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。

それでは、最初に、除外要件整理表のA表とB表について、ごく簡単ではございますが、説明させていただきます。

ページといたしまして、別冊13ページを御覧ください。

こちらは、除外要件整理表A表ですけれども、農地の集団性への影響や、代替性がないなどの農振除外をするための6要件を、全て満たす必要がある場合に、使用する整理表となっております。

一方、B表ですけれども、1ページを御覧ください。

B表は、道路や電波塔などの、公益性の高い事業に供するときや、今回のような5年に1回の特別管理で除外する際に、使用する整理表となっております。

それでは、案件説明に入らせていただきます。

議案第5号、除外番号1番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

除外番号1番は、説明がありましたように、50年以上前から公衆用道路として利用されているために、農用地区域から除外しようとするもので、特定土地改良事業の施行区域内ですが、公益性の高い事業である道路であるため、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、除外番号1番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見として、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、除外番号1番につきまして、変更することに、異議がないと回答いたしたいと思います。

それでは、氷上地域の案件につきまして、農林振興課から説明をお願いいたします。

○農林振興課 議案第5号、除外番号2番～除外番号12番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号2番と除外番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

除外番号2番は、農業委員会からの情報提供及び市の基礎調査によって、集落内に点在している農地を、農用地区域から除外しようとするもので、特定土地改良事業の施行区域外の生産性の低い農地であり、農地の集団性はなく、周辺農地の営農への支障は認められず、地域委員会としては、除外されることに問題ないと考えています。

続いて、除外番号3番は、申出者が、大型車両用の露天駐車場を新たに建設しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は、必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 除外番号4番から除外番号10番までを、議席番号○番の○○が説明します。

除外番号4番は、申出者が実家の近くに一般住宅を新たに建設しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、特定土地改良事業の施行区域内の農地に該当するため、第1種農地と考えられますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

除外番号5番は、市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、特定土地改良事業の施行区域外であり、南側が河川に分断されており、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては、除外されることに、問題はないと考えています。

除外番号6番は、新たに市道を敷設することに伴い、面積が狭小不整形地となり、利用が困難になった農地を、農用地区域から除外しようとするもので、特定土地改良事業の施行区域内ですが、周辺農地に及ぼす影響はないことから、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

除外番号7番は、申出者が集落内の防火水槽の老朽化が著しく、防火設備もないことから、新たに地下式防火水槽を設置するもので、除外後の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地に該当するため、第1種農地と考えられますが、転用目的は、集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は、必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。

除外番号8番は、市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、特定土地改良事業の施行区域外であり、南側の河川、山林と一体化の土地

となっており、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

除外番号9番は、市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、特定土地改良事業の施行区域外であり、西側の山林と一体化の土地となっており、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

除外番号10番は、市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、特定土地改良事業の施行区域外であり、北側の山林と一体化の土地となっており、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 除外番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

除外番号11番は、市の基礎調査により、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、番号1番から番号3番まで、特定土地改良事業施行区域外であり、番号1番は、北西側にため池で分断され、また北東から南東の山林と一体化した土地となっております。

番号2番は、北側・西側・南側の山林と、一体化した土地となっています。

番号3番は、東側を河川で分断され、北側の竹藪と一体化した土地となっており、3筆とも、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては除外されることに、問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 除外番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

除外番号12番は、市の基礎調査によって、原野化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、特定土地改良事業の施行区域外であり、山裾の狭小な土地であり、周辺農地の営農への支障は認められず、農地利用継続は困難なことから、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので除外番号2番から除外番号12番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、除外番号2番から除外番号12番について、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課 議案第5号、除外番号13番～除外番号16番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号１３番を、議席番号○番の○○が説明します。

除外番号１３番は、市道拡幅のために、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域内ですが、公益性の高い事業である道路法による道路となるもので、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

なお、本件につきましては、令和５年７月２５日開催の第４回定例総会において、公共工事の報告がされております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 除外番号１４番と除外番号１５番を、議席番号○番の○○が説明します。

除外番号１４番は、市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、現地は東西と北側を河川、南側を山林に囲まれた区域で、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

除外番号１５番は、市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、現地は、東西と北側を山林、南側を圃場整備の大型排水路に囲まれた区域で、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１６番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１６番は、市の基礎調査により、山林化が判明した土地であり、西側が排水路で、農地と仕切られております。東側は山林の状態でございます。

そういう状況の中で、隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと考えられます。

また、現地は狭小の状況であり、農用地区域から除外されることは問題ないと考えられます。

よろしく御審議いただきますように、お願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決に入ります。

除外番号１３番から除外番号１６番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、除外番号１３番から除外番号１６番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、春日地域の案件について、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課 議案第５号、除外番号１７番～除外番号２４番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号１７番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

除外番号１７番は、市から地元自治会への意向調査をした結果、自治会から回答のあった土地を、農用地区域内から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、現地は東西と北側を山林と市道に囲まれた区域、及び東西と北側山林、南側には太陽光発電設備が設置されている区域にあるので、周辺農地への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては、除外されることに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 除外番号１８番から除外番号２０番を、議席番号○番の○○が説明します。

除外番号１８番は、市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするものです。土地改良事業の施行区域外であり、現地はいずれも山裾に位置しており、農地の集団性はなく、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としましては、除外されることに問題ないと考えております。

除外番号１９番は、市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、現地は、西側と北側が山林、東側が山林への進入路がある区域、及び東側と南北の山林、西側が河川に囲まれた区域であり、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としましては、除外されることに問題ないと考えております。

除外番号２０番は、市の基礎調査によって、山林原野化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、現地は山裾に位置し、東側と南側の山林、北側の市道に囲まれた区域であり、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としましては、除外されることに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 除外番号２１番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

除外番号２１番は、申請者が隣接する母親の住居に近接する申請地に、住宅を建設しようとするものでございます。

現地を確認したところ、除外後の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接し、農地の集団規模が１０ヘクタール未満であるため、第２種農地と判断されるところと考えます。

申請者は現在、貸家住宅に住んでおり、お子さんも大きくなり、高齢の母を支えるために、隣に住居を建築しようとするものでございます。

昨年７月に申出をされましたが、県の段階で、面積が過大であるということでございました。今回、分筆することで、適正な面積となるように計画を変更されています。

なお、残りの農地は、これからも家庭菜園として利用すると聞いております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 除外番号２２番から除外番号２４番を、議席番号○番の○○が説明します。

除外番号２２番は、市の基礎調査によって、山林原野化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、現地は山裾に位置し、南北と西

側の山林と、東側の市道に囲まれた区域や、北側と西側の山林と一体化した土地など、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復旧が困難であることから、地域委員会としては、除外されることには問題はないと考えます。

除外番号２３番、申出者が、集落内に新たな住宅を建築するために、農用地区域から除外しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第２種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、地域委員会としては、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。

除外番号２４番は、国土調査の座標値を再現したところ、道路敷になっていることが判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、現地は北側が市道、西側が住宅となっており、周辺農地の営農への支障は認められず、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決に入ります。

除外番号１７番から除外番号２４番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、除外番号１７番から除外番号２４番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、山南地域の案件について、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課 議案第５号、除外番号２５番～除外番号３６番説明

○議長 農林振興課の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 除外番号２５番から除外番号２７番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

除外番号２５番は、市から地元自治会への意向調査を実施した結果、自治会から回答があった農地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外の生産性の低い農地であり、農地の集団規模は、農用地区域外の設定要件である１０ヘクタールを大きく下回る約０．４ヘクタールとなっています。

現地は、南東を河川、北西を山林に囲まれた区域で、周辺農地の営農への支障は認められず、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

除外番号２６番につきましては、市の基礎調査によって、山林原野化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、現地は南北と東側

を山林、西側を圃場整備の排水路に囲まれた区域で、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

除外番号２７番につきましては、市の基礎調査によりまして、原野化が判明した土地と合わせて点在する土地を、農用地区域内から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、現地は南西を山林、北東を市道・宅地に囲まれた区域で、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては、除外されることに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 除外番号２８番から除外番号３３番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

除外番号２８番は、農業委員会からの情報提供及び市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、北側の山林と一体化した形で、山林・竹藪となっており、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としましては、除外されることに問題はないと考えております。

除外番号２９番は、市の基礎調査によって、集落内に点在している農地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外の生産性の低い農地であり、農地の集団性はなく、周辺農地の営農への支障は認められず、地域委員会としましては、除外されることに問題はないと考えております。

除外番号３０番でございます。これにつきましては、市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするものです。土地改良事業の施行区域外であり、南側を河川、西側を竹藪、北側を宅地に囲まれた区域で、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としましては、除外されることに問題はないと考えております。

除外番号３１番でございます。市の調査によって、集落内に点在している農地を、農用地区域内から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外の生産性の低い農地であり、農地の集団性はなく、周辺農地の営農への支障は認められず、地域委員会としては、除外されることに、問題がないと考えております。

除外番号３２番は、市の基礎調査によって、原野化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、現地は東側が山林と一体化した形で、山林・竹藪となっており、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としましては、除外されることに問題はないと考えております。

除外番号３３番は、市の基礎調査によって、山林化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、隣接する山林と一体化した形で、山林・竹藪となっており、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としましては、除外されることに問題はないと考えております。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 除外番号３４番と除外番号３５番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

除外番号３４番は、市の基礎調査によって、原野化が判明した土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外であり、南側を河川、西側を原野、東側を市

道に囲まれた区域で、周辺農地の営農への支障は認められず、農地への復元が困難であることから、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

除外番号３５番は、市から地元自治会へ意向調査を実施した結果、自治会から回答のあった土地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外の生産性の低い農地であり、東西と北側は山林、南側は宅地に囲まれた土地で、周辺農地の営農への支障は認められず、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 除外番号３６番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

除外番号３６番は、市の基礎調査によって、集落内に点在している農地を、農用地区域から除外しようとするもので、土地改良事業の施行区域外の生産性の低い農地であり、周辺農地の営農への支障は認められず、地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会から確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

除外番号２５番から除外番号３６番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、除外番号２５番から除外番号３６番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

これで、全ての農地につきまして、照会のとおり決定することに異議がないと回答することといたします。どうも御苦労さまでした。

## ～ 議案第６号 ～

○議長 議案第６号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第６号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１番について、２月１５日の地域委員会で確認しましたが、現地は全て山林となっており、全て照会のとおり取り扱うことに、問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

## ～ 議案第7号 ～

○議長 議案第7号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読

○議長 柏原地域におきましては、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号54番まで、2月15日の柏原地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 氷上地域におきましても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号５５番から番号１５２番まで、２月１４日の氷上地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

なお、番号１１８番なんですけども、親子の関係でなっております、これは親子間で利用設定となっております、農業者年金の経営移譲年金の継続受給のために、そういう形で設定をされている状態となっております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１５３番から番号２０１番まで、２月１４日の青垣地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号１６４番と番号１６５番の借受人の住所が市外となっておりますが、借受先に実家があり、そこを拠点にされます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

春日地域におきましても、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２０２番から番号２８９番まで、議席番号〇番の〇〇が説明します。

２月１５日の春日地域委員会において、全てを確認いたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することについて、特に意見はありません。

特に番号２４０番、番号２４１番、番号２４２番は新規の利用権設定になっておりますが、春日地域に農業機械も準備するということでございます。

この方は、農の学校の卒業生ということでございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２９０番から番号３３５番までを、２月１３日の山南地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤促進強化法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

市島地域におきましても、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号３３６番から番号４０５番まで、２月１３日の市島地域委員会において、確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号３８０番は市外となっていますが、既に地元で居宅を購入されておりますことを、補足させていただきます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 報告第１号 番号１番～番号５番 ～

～ 報告第２号 番号１番 ～

○議長 報告第１号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第１号、番号１番～番号５番、報告第２号、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足はありますか。

○委員 番号１番、番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番につきましては、昨年１０月に、別の届出者で、出ているものと同一のものでして、届出者が変更になったということで、前の分が実行されていなくて、今回再度ということで、届を出されたというものでございます。

畦畔を改築するという工事のための進入路ということです。

それから、次に番号２番につきましては、関連で、形状変更が関係しておるんですけども、形状変更のところで言いますと、形状変更届の番号１番ですけども、これについては、ハーブの栽培をするために、暗渠排水の埋設をしたいということでございます。

それに伴いまして、隣接する農地からの進入ということで、進入路としての一時利用というところでございます。届出者は土地所有者でございます。

○議長 ほか、よろしいですか。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、農地の一時利用届並びに、形状変更届の番号1番につきまして、御承知おきください。

## ～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号2番、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足することはございませんか。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

図面を見ていただきましたら、右側に水田があるんですけども、これと一体化させて、耕作上の利便性の向上を目的に、境界畦の撤去を行うということです。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

## ～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号2番、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足説明はありますか。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

農地の中に農業用倉庫があるため、2アール未満の農業用施設届を提出するものです。図面は13ページに示しております。

経過書が添付されています。経過書を朗読します。

農業の機械化が進み、農業用倉庫が必要となりましたが、自宅前の車庫に入らなかったため、昭和48年に、父が自宅の裏手の農地を埋め立て、農業用倉庫兼作業場を建てました。その際、農業用倉庫新設の届を失念しておりました。ということでございます。

○議長 番号4番を春日地域委員会から補足をお願いします。

○委員 番号4番につきまして、議席番号○番の○○が説明します。

番号4番は農業用倉庫を新たに建設するものでございます。以上でございます。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

## ～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。補足することはございますか。

○委員 特にございません。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、公共工事の届出について、御承知おきください。

## ～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、電気事業者による届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から補足することはありませんか。

○委員 特にないんですけども、この工事計画ですけども、昨今の気象状況の異変によって、もともとの電気工作物の、使用期間より早い目の更新ということで、今年の4月1日から来年の6月までに、早目に更新されるということで届出されています。

以上です。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、電気事業者による届出について、御承知おきください。

今日は、除外の案件等もありまして、非常に時間かかりましたが、御協力をありがとうございます。

この際、質問等はございませんか。

ないようでしたら、事務局から。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日も長い間、ありがとうございました。3月に入りますと、いろいろとお忙しいと思います。農業委員会活動のほうもよろしくお願いします。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和6年2月26日

議 長 

議事録署名委員（19番委員） 

議事録署名委員（20番委員） 